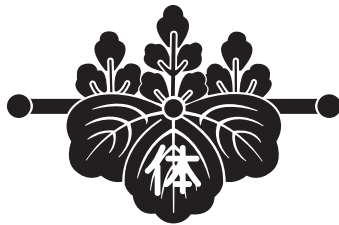


2026 年度

# 大 学 院 便 覧



日本女子体育大学大学院

2026年度

大学院便覧

# 目 次

	頁
【Ⅰ】 二階堂学園の歩み	3
【Ⅱ】 大学院設置の趣旨とその教育	4
【Ⅲ】 大学院改革とその趣旨	5
【Ⅳ】 日本女子体育大学大学院 3つのポリシー	6
【Ⅴ】 教員と主な担当科目	7
【Ⅵ】 日本女子体育大学大学院学則	8
【Ⅶ】 履修方法・研究指導	
教育・研究指導規程	17
授業科目の履修（開講科目・担当教員）	18
履修手続	20
ハイフレックス型授業の履修	20
修士論文	21
試験および成績の評価	22
試験に関する内規	23
教育職員免許状の取得について	24
【Ⅷ】 その他の事項	
授業時間	26
休講	26
大学からの連絡	26
学籍番号	27
学籍・身上に関する異動等	27
在学期間中の「ファイナンシャル・プラン」	28
健康管理センターの利用	29
院生の図書館の利用	29
自習室・ロッカーの利用	30
その他の事項	30
【Ⅸ】 各種規程	
日本女子体育大学大学院学位規程	31
日本女子体育大学大学院研究生規程	32
日本女子体育大学大学院科目等履修生規程	33
日本女子体育大学大学院特別聴講学生規程	34
附属図書館規程	35
日本女子体育大学懲戒規程	36
日本女子体育大学大学院学費未納者に係る除籍に関する規程	38
日本女子体育大学大学院再入学規程	39

## 【 I 】 二階堂学園の歩み

本学園は、大正 11 年 4 月 15 日、“女子体育の母”といわれた二階堂トクヨが代々木山谷（現在の小田急線参宮橋駅付近）に「二階堂体操塾」を創立したことに始まる。

二階堂トクヨは、明治 13 年 12 月 5 日、宮城県志田郡三本木村字桑折合の沢圃 18 番に生まれた。明治 33 年東京女子高等師範学校文科に入学し、明治 37 年同校を卒業、石川県立第一高等女学校に奉職した。この学校で国語とともに体操を受け持ったことから体操の研究に精進し、高知女子師範学校に転任した頃には自他共に許す“体操の先生”になっていた。明治 44 年東京女子高等師範学校助教授に任ぜられ、更に大正元年には文部省から体操研究のため、英国に 2 年間の留学を命ぜられた。大正 4 年帰朝後、東京女子高等師範学校（現：お茶の水女子大学）教授に任ぜられ、女子体育のためにめざましい活躍を始めた。

しかし、留学中私立学校の盛んな英国の教育事情に接した二階堂トクヨは、日本においても私学興隆の必要性を痛感し、意を決して東京女子高等師範学校教授を辞して「二階堂体操塾」を創立した。

大正 15 年 3 月 25 日、体操塾は「日本女子体育専門学校」に昇格した。女子体育では専門学校令によるわが国最初の文部省認可であり、中等教員資格の無試験検定が与えられた。塾創立以来約 20 年間、二階堂トクヨは情熱を傾け、1400 人の女子体育指導者を育成した。

昭和 16 年 7 月 17 日、二階堂トクヨは死去し、この後を実弟二階堂清寿が受けつぎ校長となった。

昭和 22 年にみどり幼稚園を設立、昭和 23 年には二階堂高等学校を設立した。昭和 25 年 4 月 1 日学制改革のため、日本女子体育専門学校は日本女子体育短期大学となり、学長二階堂清寿は、幼児教育の重要性を主張し、体育科のほかに保育科を設け、国や社会の要請に基づく保育事業の発展充実に寄与することとなった。

昭和 40 年 4 月 1 日には 4 年制の日本女子体育大学を開学、体育学部体育学科が開設された。

昭和 42 年には我孫子二階堂高等学校を設立、昭和 51 年には我孫子二階堂幼稚園を設立。昭和 63 年二階堂高等学校は日本女子体育大学附属二階堂高等学校となり、平成 5 年 4 月には日本女子体育大学大学院スポーツ科学研究科を設置するなど発展の一途をたどってきた。

さらに、社会人すべての健康意識の高揚と各人に適するスポーツの実践及び競技スポーツの向上に資するスポーツの科学的教育・研究の高度化と普遍化を目的に、平成 11 年 4 月、日本女子体育大学体育学部を改組し、運動科学科とスポーツ健康学科を設置、運動科学科にはスポーツ科学専攻と舞踊学専攻を、スポーツ健康学科には健康スポーツ学専攻と幼児発達学専攻を設置した。

令和 2 年 4 月、2 学科 4 専攻における教育研究の特色をより明確に社会から分かりやすく、より専門的で高度な学びと研究を行うことができるよう、4 専攻をそれぞれ学科に昇格させる改組を行い、スポーツ科学科、ダンス学科、健康スポーツ学科、子ども運動学科を設置した。

令和 4 年 4 月、学校法人二階堂学園は、創立百周年を迎え、翌令和 5 年に学園創立百周年記念館が竣工し、創立百周年記念式典を挙行了した。

## 【Ⅱ】 大学院設置の趣旨とその教育

最近の「国民生活に関する世論調査」によると、近年ゆとりのある文化的に豊かな生活を志向する人が、増加している。これらの人々の志向するより文化的な生活を構築する手段の一つとして、スポーツがクローズアップされている。現在スポーツは幼児から高年齢層まで広く行われるようになり、いわゆる「生涯スポーツ」の考え方が浸透した。またスポーツの目的も、生活者としての人間が健康・楽しみ・生き甲斐を求めて生活活動として行うものから、チャンピオンスポーツとして勝つことを目指してがんばるものまで多様化されてきた。本大学の学部教育においても、従来の学校体育指導者養成にとどまらず、スポーツの多様化に対応し各自の個性に合わせて専門性をもたせるように、カリキュラムを作成して教育を行っているが、4年間の教育では必ずしも充分とはいえない。

スポーツの目的が多様化した現状から、これからの社会に必要とされるスポーツの指導者として、一つはスポーツ指導の能力に加えて、経営管理の知識を持ち、スポーツ活動を企画・演出する能力をもって、スポーツ産業界をリードすることのできる指導者の養成が必要である。また健康・体力の維持向上や競技力向上など、目的に応じた運動処方が開発が求められており、この研究にたずさわる人や、それらの理論を踏まえ、スポーツ科学に基づいて運動プログラムを組み立てられる、専門性の高い指導力をもつ人材の養成も急務である。更に女性のスポーツは芸術的要素の強いものも多く、芸術的センスをもって芸術スポーツの創作・演出ができる指導者の養成も重要な課題である。

本大学の大学院設置の趣旨は、スポーツ科学の知識に精通し、新しい知識を開発する能力と質の高い指導力をもつ人材の育成を目指すことであり、これからの健康的で文化的な社会への発展に貢献することを目的とする。

## 【Ⅲ】 大学院改革とその趣旨

日本女子体育大学大学院スポーツ科学研究科は平成5年に開設されて以来、設置の趣旨にもとづいた教育に努めてきた。しかし、時代はテクノロジーや経済においてのみならず、高等教育に対する社会的ニーズにおいても大きく変わり、本大学院もその内容や組織を見直す必要に迫られてきた。

そこで、本学大学院の教育目標を、高度の職業人養成と現職者の再教育に定め、スポーツ科学修士として、現在及び将来において求められ、かつ、入学者のニーズに適合する、総合的な視野に基づいた専門的な見識の育成を目指すこととした。また同時に、社会との連携・貢献や、スポーツ科学情報の発信ができることをも目指すものである。

この目標に即し、高度な専門性をもった研究者や専門家の育成に合うようにと開設時に設置した専修制度を廃止し、むしろ専修の縛りのない履修によって各自の目指す職業につながる“専門的能力”の育成がより効果的にできるように教育課程を改革した。

本大学院で育成することのできる主な“専門的能力”として、以下の能力を目指している。

- ① 学校（幼稚園・保育所を含む）などでのスポーツ・ダンス指導の専門的能力
- ② 生涯スポーツ指導の専門的能力
- ③ スポーツ事業に関するマネジメントの専門的能力
- ④ チャンピオンスポーツに関する指導・支援の専門的能力
- ⑤ 舞踊家としての専門的能力
- ⑥ スポーツ科学分野における研究支援能力

## 【Ⅳ】 日本女子体育大学大学院 3つのポリシー

### ◎アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）

本学大学院スポーツ科学研究科では、スポーツ・体育・舞踊に関連する諸々の事象について広い視野に立った研究能力または高度な専門性や実践能力を身につけ、それらを広く社会に還元する人材養成を目的としている。このために、学士課程で培われた専門領域に関する基礎力を有し、より一層の専門性の向上を図る学術的関心および意欲のある人を求めている。

### ◎カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

本研究科が目指す専門的能力を育成するために、関連する教育・研究領域から専門性の高い「特別講義」と、研究活動の促進を意図した「特別演習」を体系的に編成している。また、高度な研究活動に不可欠であり各領域に共通な「方法演習」、スポーツ・ダンスの実践現場との連携による応用的な専門性の獲得を意図した「実践演習」を開設し、大学院生が主体的に科目を選択し履修できるよう教育課程を編成している。

さらに、研究の集大成となる修士論文作成にあたっては、複数の教員によるチームティーチングを行い、大学院生の主体的な研究活動を支援している。

### ◎ディプロマポリシー（学位授与の方針）

本研究科に所定の年数在学し、所定の単位数を修得して修士論文審査に合格すること、また、自らの専門性を高め身につけた高度な実践力・指導力・応用力を広く社会に還元できる能力を有すると認められる者に課程の修了を認め、「修士（スポーツ科学）」の学位を授与する。

## 【V】 教員と主な担当科目

(職階別・50音順)

上 林 功	教授	スポーツマーケティング特講	
古 泉 佳 代	教授	スポーツ栄養学特講	
柴 田 雅 貴	教授	スポーツ戦術論特講	
澁 倉 崇 行	教授	スポーツ心理学特講	
助 友 裕 子	教授	健康教育とヘルスプロモーション特講	
高 野 美和子	教授	マルチメディア・パフォーマンス特講	
都 筑 真	教授	体育・スポーツ史特講	
永 野 康 治	教授	スポーツ外傷リハビリテーション特講	
星 川 佳 広	教授	体力とスキルのトレーニング科学特講	
溝 口 紀 子	教授	スポーツ政策論特講	
湯 田 淳	教授	スポーツバイオメカニクス特講	
吉 田 孝 久	教授	スポーツコーチング論特講	
大 橋 祐 二	准教授	スポーツ指導実践演習	
須 甲 理 生	准教授	体育・スポーツ教育論特講	
森 井 大 樹	准教授	スポーツ技術論特講	
渡 沼 玲 史	准教授	舞踊演出法特講	
坂 本 秀 子	非常勤講師 (日本女子体育大学名誉教授)	舞踊団実践演習	
沢 井 史 穂	非常勤講師 (日本女子体育大学名誉教授)	ライフステージと健康科学論特講	
高 橋 京 子	非常勤講師 (フェリス女学院大学教授)	舞踊表現論特講	
高 橋 義 雄	非常勤講師 (早稲田大学スポーツ科学学術院教授)	スポーツ科学論特講	
田 中 茂 穂	非常勤講師 (日本栄養大学教授)	スポーツ科学論特講	
中 村 剛	非常勤講師 (筑波大学教授)	スポーツ運動発生論特講	
夏 井 裕 明	非常勤講師 (日本女子体育大学名誉教授)	スポーツ医学特講	
浜 岡 隆 文	非常勤講師 (東京医科大学主任教授)	スポーツ科学論特講	
細 越 淳 二	非常勤講師 (国土舘大学教授)	スポーツ科学論特講	

# 【Ⅵ】 日本女子体育大学大学院学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 日本女子体育大学大学院（以下「大学院」という。）は、スポーツと関連する諸々の事象に、科学的に対応できるような学術の理論と応用を研究教授し、高度な専門性をもった研究者、専門家の育成をおこない、我が国のスポーツ科学水準の向上と発展に資することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の方法等に関する事項については、別に定める。

3 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

4 大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させることを目的に研修等を実施するものとする。

(研究科)

第3条 大学院は、修士課程とする。

2 大学院に次の研究科及び専攻を置く。

スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻

(収容定員)

第4条 収容定員は30人とし、入学定員は15人とする。

(標準修業年限及び在学期間)

第5条 標準修業年限は2年とし、在学期間は、4年を超えることができない。

(職員組織等)

第6条 大学院に、教授、准教授、講師、助手その他の職員を置く。

2 職員の組織及び事務分掌等に関する事項は、別に定める。

(研究科長)

第7条 大学院に研究科長を置く。

2 研究科長は研究科に関する校務をつかさどる。

3 学長は、研究科の業務を研究科長に委任することができる。

(研究科委員会)

第8条 大学院に、研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教授、准教授及び講師をもって組織する。

3 学長は、委員会に出席することができる。

4 研究科長は、委員会を招集して、その議長となる。

5 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。

6 研究科長は、委員会構成員の3分の1以上の要求があるときは、委員会を招集しなければならない。

(審議事項)

第9条 委員会は、学長（第7条第3項による委任がある場合には研究科長「以下同じ」。）が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものは、以下のとおりとする。
    - ①教育研究の基本方針に関する事項
    - ②教育課程の編成に関する事項
    - ③研究科、専攻等の組織の設置及び改変に関する事項
    - ④学生の除籍に関する事項
    - ⑤学生の懲戒に関する事項
- 2 委員会が、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じ、意見を述べることができるものは、以下のとおりとする。
- ①教員の大学院担当に係る選考に関する事項
  - ②教員の役職等への配置に関する事項
  - ③学生の転学及び留学に関する事項
  - ④学生の表彰に関する事項
  - ⑤科目等履修生、研究生、特別聴講学生等の受け入れに関する事項
  - ⑥大学院主催事業に関する事項
  - ⑦学生指導等に関する事項
  - ⑧学則その他の規程の改廃に関する事項
  - ⑨その他、学長が必要と認める事項

(研究科運営委員会)

第10条 大学院に、研究科運営委員会を置き、学長の諮問に応じ研究科の運営に関する事項について審議する。

## 第2章 通 則

### 第1 学年、学期、休業日

(学 年)

第11条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第12条 学年は、前学期及び後学期とする。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 学年中の休業日を次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 学園創立記念日 4月15日
- (4) 春季休業日 3月21日から3月31日まで
- (5) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで
- (6) 冬季休業日 12月21日から1月9日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができ、又は臨時の休業日を定めることができる。

- 3 第1項の第4号、第5号及び第6号の休業日はこれを標準期間とし、各年度の学年暦により示すものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず教育上の必要があるときは休日又は休業日に授業を行うことがある。

## 第2 入学等

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学、転入学の時期は学年の始め又は後学期の始めとする。

(入学資格)

第15条 入学資格は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法施行規則の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
  - (3) 大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達したもの
- (入学の出願)

第16条 大学院への入学を志願する者は、所定の入学願書に、別に定めるところの書類その他を添えて願い出なければならない。

(入学者選考)

第17条 入学志願者については、所定の試験及びその他の方法により選考を行う。

(入学許可)

第18条 入学者選考に合格した者は、指定の期日までに誓約書（保証人連署）その他所定の書類を提出するとともに入学金等の学費を納付しなければならない。

- 2 学長は、入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第19条 他の大学院より大学院へ転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

(再入学)

第20条 第23条の規定により退学した者又は第24条第3項の規定により除籍となった者が再入学を願い出た場合は、その退学又は除籍の日から2年以内に限り、審査の上、これを許可することがある。

## 第3 休学、退学、転学及び除籍等

(休学)

第21条 大学院の学生が、疾病その他の事由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、事由を付し学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、疾病のときは、医師の診断書を添付するものとする。

- 2 休学の期間は、その学年末までとする。ただし、特別の事情があるときは、引き続き休学を願い出ることができる。
- 3 休学は、通算して2年を超えてはならない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 5 疾病のため修学することが適当でないと認められるものに対しては、学長は休学を命ずることができる。

(復学)

第22条 大学院の学生が、休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。ただし、疾病のときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第23条 疾病その他やむを得ない事情により退学しようとする者は、保証人連署をもってその事由を

付して学長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病のときは、医師の診断書を添付するものとする。

(除 籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、学長は委員会の意見を聴いた上で除籍することができる。

- (1) 第5条に定める在学期間を超える者
- (2) 第21条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(転 学)

第25条 他の大学院へ転学しようとする者は、その事由を付して学長に願い出て許可を受けなければならない。許可を受けると同時に退学するものとする。

(留 学)

第26条 外国の大学院へ留学を希望する者があるときは、学長は委員会の意見を聴いた上で、これを許可することがある。委員会で予め協議された留学先における科目履修単位については、第34条の定めるところにより10単位を超えない範囲で大学院で修得したものとみなすことができる。

## 第4 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第27条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目区分)

第28条 授業科目を必修科目及び選択科目に区分する。

(授業科目)

第29条 前条の授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

(科目の履修方法)

第30条 別表第1の授業科目について、必修2単位、選択28単位以上を修得しなければならない。

(授業期間等)

第31条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

## 第5 単 位

(単位の計算及び授業の方法)

第32条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で、日本女子体育大学大学院スポーツ科学研究科教育・研究指導規程（以下「教育・研究指導規程」という。）に定める時間数の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で、教育・研究指導規程に定める時間数の授業をもって1単位とする。

2 学長が、教育上有益と認めるときは、委員会の議を経て、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の授与)

第33条 大学院の定める授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 成績の評価は、S (100~90点)、A (89~80点)、B (79~70点)、C (69~60点)、D (59点以下)の5段階に分かれ、Dは不合格で単位を与えない。

(他大学院における授業科目の履修)

第34条 学長が、教育上有益と認めるときは、他の大学院と予め協議の上、15単位を超えない範囲で、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。これにより履修した授業科目の修得単位は、本大学院で修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第36条の規定により大学院において修得したものとみなす単位と合わせて、20単位を超えないものとする。

(他大学院研究所等における研究指導の委託)

第35条 学長が、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等と予め協議の上、学生に当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(既修得単位の認定)

第36条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に他の大学院で履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、15単位を超えない範囲で、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第34条第1項により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、20単位を超えないものとする。

## 第6 修 了

(修了の要件)

第37条 修了の要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文審査に合格するものとする。ただし、委員会の意見を聴いた上で成績が特に優れていると学長が判断した者については1年以上の在学期間をもって修了とすることができる。

2 委員会の意見を聴いた上で学長が教育上有益と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(修業期間の短縮)

第37条の2 学生が大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位を、第36条により大学院において修得したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院において在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(修了及び学位記)

第38条 前条所定の要件を満たした者に対し、委員会の意見を聴いた上で学長は修了を認定し、学位記を授与する。

## 第7 学 位

(学位授与)

第39条 前条により修了を認められる者に、別に定める学位規程により修士(スポーツ科学)の学位を授与する。

## 第8 教員免許状授与資格の取得

(教育職員免許状)

第40条 大学院において、教育職員免許状の授与資格を取得できる免許状の種類と教科は、次のとおりとする。

中学校教諭専修免許状(保健体育)

高等学校教諭専修免許状(保健体育)

## 第9 入学金、授業料、入学検定料、奨学金

(入学金等の額)

第41条 入学金、授業料等の学費及び入学検定料の額は、別表第2のとおりとし、定められた期日までに納付しなければならない。

(授業料等の納期)

第42条 授業料等の学費は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1の額を納付するものとする。

前学期 前学期始業日から10日間

後学期 後学期始業日から10日間

2 家庭の事情により延納又は分納を許可することがある。

(休学、退学者の授業料等)

第43条 休学を許可された者は、休学当月から復学当月の前月までの月割りの授業料を免除する。

2 退学者については、退学する当該期分までの授業料等の学費を徴収する。

(既納の授業料等)

第44条 納付した授業料等は、原則として返還しない。ただし、指定の期日までに入学辞退の申し出のあったときは、別に定めるところにより返還する。

(奨学金)

第45条 奨学制度を設け、奨学金を貸給費する。

2 奨学制度に関する事項は、別に定める。

## 第10 賞 罰

(表彰)

第46条 学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、委員会の意見を聴いた上で学長はこれを表彰することがある。

(懲戒)

第47条 学生が次の号のいずれかに該当すると認められる場合は懲戒する。懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒を行う場合には、委員会が前項の処分事由に該当するか否かを慎重に調査し、学長が決定する。

3 懲戒に関する事項は、別に定める。

第11 特別研究学生・大学院特別聴講学生・大学院研究生・大学院科目等履修生  
(特別研究学生)

第48条 他の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けることを志望する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。ただし、当該研

究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(大学院特別聴講学生)

第49条 他の大学院の学生で、大学院において授業科目の履修を志望する者がいるときは、当該他の大学院との協議に基づき、大学院特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 大学院特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(大学院研究生)

第50条 大学院において特定の専門事項について研究することを志望する者がいるときは、学生の教育及び研究に支障がない限り、選考の上、大学院研究生として入学を許可することがある。

2 大学院研究生に関する事項は、別に定める。

(大学院科目等履修生)

第51条 大学院において、1科目又は複数の科目を履修することを志望する者がいるときは、当該科目の教育に支障がない限り、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することがある。

2 大学院科目等履修生に関する事項は、別に定める。

## 第12 寄附講座

(寄附講座)

第52条 大学院は、企業等からの寄附を有効に活用し、大学院の主体性を維持しつつ、教育研究の進展充実に資するため、寄附講座等を設けることができる。

2 寄附講座等に関する事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年5月30日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、改正後の第40条の別表第2に定める入学検定料の額は、平成9年度入学者に係るものから適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 2 項の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後に履修した科目から適用する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に再入学又は転入学したものに係る別表 1 については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に再入学又は転入学した者に係る別表第 1 については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和元年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に再入学又は転入学した者に係る別表第 1 については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に再入学又は転入学した者に係る学則第 29 条別表第 1 については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に再入学又は転入学した者に係る別表第 1 については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に再入学又は転入学した者に係る第 34 条、第 36 条及び第 37 条の 2 については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

学則 別表第1 (第29条関係)

区分	授業科目	標準履修年次	単位数	区分	授業科目	標準履修年次	単位数																		
特選科	必修	スポーツ科学論特講	1	2	特選	選択科目	スポーツ科学特演Ⅰ	1	2																
		スポーツ医学特講	1	2			スポーツ科学特演Ⅱ	1	2																
		スポーツ生理学特講	1	2			スポーツ科学特演Ⅲ	2	2																
		体力とスキルのトレーニング科学特講	2	2			スポーツ科学特演Ⅳ	2	2																
	選択	方法演習	スポーツバイオメカニクス特講	1	2	方法演習	選択科目	測定方法演習	1	2															
			スポーツ外傷リハビリテーション特講	2	2			統計・調査方法演習	1	2															
			スポーツコーチング論特講	2	2			マルチメディア方法演習	1	2															
			スポーツ戦術論特講	1	2			運動観察法演習	1	2															
			スポーツ技術論特講	1	2			健康スポーツ指導方法演習	1	2															
			ライフステージと健康科学論特講	1	2			保健体育科指導方法演習Ⅰ	1	2															
			スポーツ栄養学特講	1	2			保健体育科指導方法演習Ⅱ	1	2															
			択	実践演習	スポーツ心理学特講			1	2	実践演習	選択科目	スポーツ指導実践演習	2	2											
					スポーツマーケティング特講			1	2			スポーツ事業所実践演習	2	2											
					スポーツ政策論特講			2	2			スポーツ科学研究施設実践演習	2	2											
					スポーツ組織論特講			1	2			舞踊団実践演習	2	2											
					体育・スポーツ教育論特講			2	2			健康運動指導実践演習	2	2											
	スポーツ運動発生論特講	1			2	保健体育科指導実践演習	2	2																	
	講目		舞踊教育法特講	1	2	<b>別表第2 (第41条関係)</b> <b>学費等</b> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(年額)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学費</td> <td>入学金</td> <td>220,000円</td> <td>入学時のみ</td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>710,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実験実習費</td> <td>90,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入学検定料</td> <td>33,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	金額(年額)	備考	学費	入学金	220,000円	入学時のみ	授業料	710,000円		実験実習費	90,000円		入学検定料	33,000円	
			区分	金額(年額)	備考																				
			学費	入学金	220,000円					入学時のみ															
				授業料	710,000円																				
				実験実習費	90,000円																				
			入学検定料	33,000円																					
			幼児スポーツ論特講	2	2																				
			幼児発達論特講	1	2																				
	舞踊表現論特講	1	2																						
	舞踊演出法特講	2	2																						
	比較舞踊学特講	2	2																						
マルチメディア・パフォーマンス特講	1	2																							
健康教育とヘルスプロモーション特講	1	2																							
体育・スポーツ史特講	1	2																							

- 付記1 平成21年度以前の入学者に係る授業料の額は、平成21年度における額とする。  
 2 令和5年度以前の入学者に係る授業料の額は、令和5年度における額とする。  
 3 令和7年度以前の入学者に係る授業料の額は、令和7年度における額とする。

## 【Ⅶ】 履修方法・研究指導

### 日本女子体育大学大学院スポーツ科学研究科教育・研究指導規程

第1条 日本女子体育大学大学院スポーツ科学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項については、日本女子体育大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及びこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

第2条 研究科における教育は、授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

第3条 1単位の授業科目は、大学院学則の定めるところに従い45時間の学修を必要とする内容によって構成され、授業の方法に応じて次の基準により単位を計算する。

（1）講義は、1時間の授業に対して授業時間外に2時間の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

（2）演習は、科目区分により学修の方法が異なる。特演は、1時間の授業に対して授業時間外に2時間の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。方法演習は、1時間の授業に対して授業時間外に2時間の学修（実験・実習等含む）を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。実践演習は、15時間の授業の他に、学外における30時間相当の実習と合わせて1単位とする。

（3）実験、実習及び実技は、45時間の授業をもって1単位とする。

2 学長が、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第4条 学生は、大学院学則の定めるところに従い、授業科目の中から30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 学生は、学年又は学期の始めに履修しようとする授業科目を定め、所定の期日までに履修届を提出しなければならない。

第5条 授業科目の履修指導は、教員が行う。

2 研究指導を行うため、各学生ごとに研究指導教員1名を定める。

3 前項の研究指導教員の決定は、研究科委員会の議を経て行うものとする。

第6条 学生は、研究指導教員の承認を得て、所定の期日までに修士論文を学長に提出しなければならない。

第7条 大学院学則第34条及び第36条により本大学院において修得したものとみなす単位は、合わせて10単位を限度として修了の要件に含むことができる。

附 則

この規程は平成6年5月30日から施行する。

附 則

この規程は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

## 1. 授業科目の履修

(1) 学生は本研究科所定の授業科目について修了所要単位 30 単位以上を修得しなければならない。

(2) 単位の履修方法は、次のとおりとする。

必修科目 2 単位、選択科目 28 単位以上修得する。選択科目の履修方法は、特講科目区分から 14 単位以上、特演科目区分から 8 単位、方法演習科目区分から 4 単位以上、実践演習科目区分から 2 単位以上、合計 28 単位以上を履修することが望ましい。

(3) 開講授業科目、講義担当教員は下表のとおりである。

### 2026 年度開講科目担当教員

区分	授業科目	標準履修年次	単位数	担当教員
特 選 択 科 目	必修 スポーツ科学論特講	1	2	准教授 渡沼 玲史 非常勤講師 高橋 義雄 非常勤講師 田中 茂穂 非常勤講師 中村 剛 非常勤講師 浜岡 隆文 非常勤講師 細越 淳二
	スポーツ医学特講	1	2	非常勤講師 夏井 裕明
	スポーツ生理学特講	1	2	教授 星川 佳広
	体力とスキルのトレーニング科学特講	2	2	教授 星川 佳広
	スポーツバイオメカニクス特講	1	2	教授 湯田 淳
	スポーツ外傷リハビリテーション特講	2	2	教授 永野 康治
	スポーツコーチング論特講	2	2	教授 吉田 孝久
	スポーツ戦術論特講	1	2	教授 柴田 雅貴
	スポーツ技術論特講	1	2	准教授 森井 大樹
	ライフステージと健康科学論特講	1	2	非常勤講師 沢井 史穂
	スポーツ栄養学特講	1	2	教授 古泉 佳代
	スポーツ心理学特講	1	2	教授 澁倉 崇行
	スポーツマーケティング特講	1	2	教授 上林 功
	スポーツ政策論特講	2	2	教授 溝口 紀子
	スポーツ組織論特講	1	2	教授 上林 功
	体育・スポーツ教育論特講	2	2	准教授 須甲 理生
	スポーツ運動発生論特講	1	2	非常勤講師 中村 剛
	舞踊教育法特講	1	2	教授 高野美和子
	舞踊表現論特講	1	2	非常勤講師 高橋 京子
	舞踊演出法特講	2	2	准教授 渡沼 玲史
比較舞踊学特講	2	2	准教授 渡沼 玲史	
マルチメディア・パフォーマンス特講	1	2	教授 高野美和子	
健康教育とヘルスプロモーション特講	1	2	教授 助友 裕子	
体育・スポーツ史特講	1	2	教授 都筑 真	

区分		授 業 科 目	標準 履修 年次	単 位 数	担 当 教 員
特 選 択 科 目	演 目	ス ポ ー ツ 科 学 特 演 I	1	2	教 授 功 佳 上 林 功 教 授 代 泉 古 佳 泉 功 教 授 崇 倉 助 助 倉 友 裕 子 教 授 裕 和 美 和 子 教 授 高 野 筑 真 教 授 都 野 康 教 授 永 星 野 治 教 授 川 口 佳 広 教 授 吉 田 紀 子 准 教 授 甲 孝 久 准 教 授 須 理 生 准 教 授 渡 玲 史
		ス ポ ー ツ 科 学 特 演 II	1	2	教 授 功 佳 上 林 功 教 授 代 泉 古 佳 泉 功 教 授 崇 倉 助 助 倉 友 裕 子 教 授 裕 和 美 和 子 教 授 高 野 筑 真 教 授 都 野 康 教 授 永 星 野 治 教 授 川 口 佳 広 教 授 吉 田 紀 子 准 教 授 甲 孝 久 准 教 授 須 理 生 准 教 授 渡 玲 史
		ス ポ ー ツ 科 学 特 演 III	2	2	教 授 功 佳 上 林 功 教 授 代 泉 古 佳 泉 功 教 授 崇 倉 助 助 倉 友 裕 子 教 授 裕 和 美 和 子 教 授 高 野 筑 真 教 授 都 野 康 教 授 永 星 野 治 教 授 川 口 佳 広 教 授 吉 田 紀 子 准 教 授 甲 孝 久 准 教 授 須 理 生 准 教 授 渡 玲 史
		ス ポ ー ツ 科 学 特 演 IV	2	2	教 授 功 佳 上 林 功 教 授 代 泉 古 佳 泉 功 教 授 崇 倉 助 助 倉 友 裕 子 教 授 裕 和 美 和 子 教 授 高 野 筑 真 教 授 都 野 康 教 授 永 星 野 治 教 授 川 口 佳 広 教 授 吉 田 紀 子 准 教 授 甲 孝 久 准 教 授 須 理 生 准 教 授 渡 玲 史

区分		授業科目	標準履修年次	単位数	担当教員
方法演習	選択科目	測定方法演習	1	2	教授 星川 佳広
		統計・調査方法演習	1	2	教授 助友 裕子 教授 永野 康治
		マルチメディア方法演習	1	2	教授 高野美和子
		健康スポーツ指導方法演習	1	2	非常勤講師 沢井 史穂
		保健体育科指導方法演習Ⅰ	1	2	教授 柴田 雅貴
		保健体育科指導方法演習Ⅱ	1	2	准教授 須甲 理生
実践演習	選択科目	スポーツ指導実践演習	2	2	准教授 大橋 祐二
		スポーツ事業所実践演習	2	2	教授 上林 功
		舞踊団実践演習	2	2	非常勤講師 坂本 秀子
		健康運動指導実践演習	2	2	教授 永野 康治
		保健体育科指導実践演習	2	2	准教授 須甲 理生

## 2. 履修手続

(1) 履修科目の登録は、1年間の修学方針を決める上で最も重要なことであり、単位修得に欠かすことのできないものである。定められた期日までにこの手続きをとらなかった場合は、たとえ授業を受け、試験に合格しても全て無効となるので、十分に注意をし、手続きすることが肝要である。

(2) 科目を登録するについて、次の諸点に注意が必要である。

a) 履修科目の登録は、必ず本人が履修届に記入するものとする。

登録期間内に正当な事由の発生により提出不可能となった場合は、事務局教務課に申し出て延期の許可をとらなければならない。

b) 履修届に誤った記入をしたり、同一時限に2つ以上の科目を記入したり、不明確な記入をした場合には、その登録は無効となることがある。

## 3. ハイフレックス型授業の履修

社会人特別選抜で入学した学生のうち、入学後も現職教員として引き続き勤務する学生に限り、特講（講義）科目をハイフレックス型で受講することができる。

ハイフレックス型による受講を希望する学生は所定の期日までに、研究指導教員の承認を得た書類（所定様式）を事務局教務課に提出しなければならない。

なお、ハイフレックス型授業の履修は研究科委員会の承認を経て認められる。

※ ハイフレックス型授業とは、対面方式（教室）・オンデマンド方式（録画配信等）・リアルタイム方式（テレビ会議）など、多様なメディアを活用した複数の方式により授業が提供され、学生が受講方法を選択することができる授業形態である。

## 4. 修士論文

### 1. 修士論文作成の手順

#### (1) 論文の作成

研究科に1年以上在学した者は、修士論文を提出することができる。

#### (2) 研究指導教員の決定

a) 1年次の後期授業開始日に、修士論文題目(仮)と希望する研究指導教員氏名を所定の様式(「修士論文計画書」)を用いて事務局教務課に届け出なければならない。

b) 研究指導教員は研究科委員会において決定される。

#### (3) 修士論文計画発表会

1年次の9月に修士論文計画発表会を行う。実施詳細は別途定める。

#### (4) 論文題目の届け出

a) 当該年度に修士論文を提出しようとする者は、研究指導教員の承認を得て論文題目を所定様式(「修士論文題目届」:以下「題目届」)を用いて事務局教務課に届け出なければならない。

b) 当該年度修士論文を提出しない者は、その旨を研究指導教員および事務局教務課に報告しなければならない。

c) 「題目届」提出の期限は当該年度の5月連休明けまでとする。詳細は別途定める。

d) 「題目届」提出後の題目変更は、必ず指導教員の承認を得て「変更届」を事務局教務課へ提出しなければならない。「変更届」の最終受付は、論文提出日の5日前までとする。

#### (5) 中間発表会

論文提出年度に中間発表会を2回行う。実施詳細は別途定める。

#### (6) 論文の提出

a) 修士論文 正本1部、副本2部に修士論文審査申請書(所定の様式)を添えて提出すること。

b) 提出日時並びに提出場所

提出日時 1月20日午前9時～午後4時(休憩時間を除く)※時間厳守

但し、指定日が休日の場合は翌日とする。

提出場所 事務局教務課

#### (7) 論文の審査

a) 修士論文が満たすべき水準

本研究科の修士論文は、次の二つの要件を満たさなければならない。

1. スポーツ科学分野の従来の研究と比較して、新たな観点や知見が含まれていること。

2. 研究の結果や意義等について十分に理解していることを修士論文及び修士論文審査会において明確に示せること。

b) 審査員の体制

修士論文の審査は、主査1名及び副査2名で行う。

c) 審査の方法及び項目等

修士論文の審査は次のように行う。

1. 提出された論文毎に修士論文審査会を設置し、論文審査・口頭試問を行う。

2. 口頭試問は論文を中心として、関連領域の専門的知識について口頭により問う。

3. 論文審査の結果、論文の修正を求めることがある。

修士論文の審査項目は次の通りである。

1. 体裁の適切性
2. 研究の新規性
3. 方法の妥当性
4. 論理の一貫性
5. 結論の妥当性

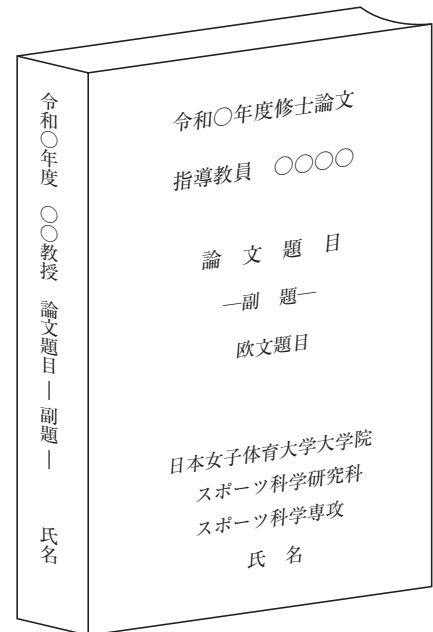
(8) 論文の合否決定

修士論文の合否は、論文審査の報告に基づき研究科委員会において決定される。

## 2. 修士論文作成要領

- (1) 論文(本文)は和文・欧文のいずれでもよい。論文(本文)の長さは特に指定しない。
- (2) 論文には和文および欧文の題目を必ずつけること。
- (3) 論文題目は、句読点等を含めて事前に届け出た内容と全て一致すること。
- (4) 論文には要旨を必ずつけること。要旨はA4判用紙4枚以内とし、一番最後(巻末)に挿入し、目次にも載せること。
- (5) 論文はA4判用紙に、コンピュータを用いて印字する。和文の場合の書式設定は、1行35文字・25行(875文字)、余白設定は上下左右とも30mm、文字サイズは10.5ポイントを標準とし、欧文の場合はダブルスペースでタイプすること。要旨の作成もこれに準ずる。
- (6) 論文は正副ともに製本(簡易製本でも可)して提出すること。右例に基づき、表紙・背表紙・内表紙をつけること。
- (7) 簡易製本の場合、リングファイルもしくはレールファイルを用いること。

修士論文の表紙・背表紙(例)



## 5. 試験および成績の評価

(1) 試験

- a) 学期末に試験(筆記試験・レポートまたは口述試験)を行う。
- b) 試験の方法等は、試験開始1週間前に発表する。
- c) 受験上の諸注意
  1. 提出した履修届に記入されている科目でなければ受験することができない。
  2. 授業料などの学納金未納者は、受験することができない。
  3. 受験中は机上に学生証を提示しなければならない。
  4. レポート提出の場合は、題目、枚数、提出期限、提出先を掲示等により確認し、必ず指定された期日・時間に提出しなければならない。
  5. その他詳細は試験に関する規程を参照すること。

(2) 成績の評価並びに単位の認定

各科目の成績は、S (100点～90点)、A (89点～80点)、B (79点～70点)、C (69点～60点)、D (59点以下) の5段階に分かれ、Dは不合格とし単位を与えない。合格した科目については、所定の単位を認定する。

(3) 成績発表

- a) 試験の結果は、学期末に発表する。
- b) 成績の質疑については、事務局教務課に申し出ること。

## 6. 試験に関する内規

(試験の種類及び時期)

第1条 試験の種類は、定期試験、追試験及び再試験とし、その実施の時期は研究科委員会がこれを定める。但し、上記以外の試験は各教科担当者の方針によることを妨げない。

(定期試験)

第2条 定期試験は、前期試験、後期試験に分け講義終了後各学科目について行う。但し、実習科目については担当教員の指定する時期にこれを行うことを妨げない。

(追試験)

第3条 追試験は、下記の条件を満たす場合に受験することができる。

- (1) 病気の理由で試験に欠席した者が、医師により登校不能と診断され、その診断書を欠試験に添えて提出した場合
- (2) 就職に係る理由 (正式書類のあるもの) のため欠席し、欠試験を提出した者
- (3) その他やむを得ぬ理由で欠席し、欠試験に各教科の担当者の承認印を受け、これを提出した者

(再試験)

第4条 試験の結果不合格となった科目について一度だけ再試験を行うことがある。

(受験資格)

第5条 試験の種類を問わず、次の者は受験することができない。

- (1) 履修届を提出しなかった者
- (2) 第3条の要件を満たさない者
- (3) 試験期において停学中又は休学中の者及び教科担当者から受験資格を与えられていない者
- (4) 授業料滞納者
- (5) 年度始めに健康診断等を受けていない者

(追試験、再試験の手数料)

第6条 追・再試験を受ける者は所定の手数料を納めなければならない。

(試験の実施)

第7条 試験は、試験日程時間割にしたがって行われる。

(遅刻者)

第8条 遅刻者の入室は、これを認めない。但し、遅刻者において特別の事情がある場合には、試験開始後20分までは入室を認めることができる。

(学生証の携帯、提示)

第9条 学生証を携帯しない者は、事務局教務課において証明書の交付を受けなければ受験することができない。又受験中は学生証を机上に置かなければならない。

(使用許可物)

第10条 教科書、参考書又はノートの類は、その使用が許可されたものをのぞき、指定の場所に置かなければならない。教科書、参考書又はノートの類の使用が許可された場合も、試験場に入場した後は、それらを授受してはならない。

2 前項の規定に違反した場合には、当該科目の試験は零点とする。

(発言等の禁止)

第11条 受験者は、係員の許可なくして発言、文房具の授受又は場外に出ることはできない。

(退場命令)

第12条 試験場において、係員の指示に従わない者については、係員は退場を命ずることができる。

(退 場)

第13条 試験開始後30分以内に退出してはならない。試験場を退出するときは答案は必ず所定の場所に提出しなければならない。

以 下 省 略

## 7. 教育職員免許状の取得について

(1) 本学大学院スポーツ科学研究科で取得できる免許状の種類及び免許教科

免許状の種類	教 科
中学校教諭専修免許状	保 健 体 育
高等学校教諭専修免許状	

(2) 基礎資格

- ① 修士の学位を有すること（大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む）
- ② 中学校教諭1種免許状（保健体育）または高等学校教諭1種免許状（保健体育）を取得しているか、または同免許状の取得に必要な科目単位を修得している者。

(3) 必要科目および単位数

区分	科目名	単位	区分	科目名	単位		
特 選 択 科 目 講	必修	スポーツ科学論特講	2	特 選 択 科 目	スポーツ科学特演Ⅰ	2	
		スポーツ医学特講	2		特 選 択 科 目	スポーツ科学特演Ⅱ	2
		スポーツ生理学特講	2	方 法 演 習		特 選 択 科 目	保健体育科指導方法演習Ⅰ
		スポーツコーチング論特講	2		方 法 演 習		
		スポーツ技術論特講	2	方 法 演 習		特 選 択 科 目	保健体育科指導方法演習Ⅱ
		ライフステージと健康科学論特講	2		方 法 演 習		
		スポーツ栄養学特講	2	方 法 演 習		特 選 択 科 目	保健体育科指導方法演習Ⅱ
		スポーツ心理学特講	2		方 法 演 習		
		スポーツマーケティング特講	2	方 法 演 習		特 選 択 科 目	保健体育科指導方法演習Ⅱ
		スポーツ組織論特講	2		方 法 演 習		
		体育・スポーツ教育論特講	2	方 法 演 習		特 選 択 科 目	保健体育科指導方法演習Ⅱ
		スポーツ運動発生論特講	2		方 法 演 習		
		舞踊教育法特講	2	方 法 演 習		特 選 択 科 目	保健体育科指導方法演習Ⅱ
		健康教育とヘルスプロモーション特講	2		方 法 演 習		
	体育・スポーツ史特講	2	方 法 演 習	特 選 択 科 目		保健体育科指導方法演習Ⅱ	2
上記の中から「スポーツ科学論特講」を含め、合計24単位以上を修得する							

(4) 新たに中学校・高等学校教諭1種免許状を取得する場合は、本学体育学部の科目等履修生（女子に限る）として単位修得することができる。

ただし、大学院本来の学修・研究に支障のない限りにおいて、これを許可する。

## 【Ⅷ】 その他の事項

### 1. 授業時間

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	補講等についてはその都度掲示する。
9:00	10:40	13:00	14:40	16:20	
10:30	12:10	14:30	16:10	17:50	

### 2. 休 講

- (1) 担当教員より連絡があり次第、大学院掲示板にその旨を掲示する。始業時間より30分以上経過しても担当教員から連絡のない場合は、事務局教務課に申し出てその指示を受けること。
- (2) 自然災害（台風、地震、大雪など）、大規模な事故等により交通機関が不通となった場合は、次項のとおり休講とする。交通機関の不通とは以下のいずれかの場合を示す。
  - ① 京王線（新宿—京王八王子間）全線が不通
  - ② JR線のうち山手線全線が不通ただし、人身事故等による一時的な不通に関してはこれに含まれない。
- (3) 交通機関が不通となった場合の休講の取扱は、次のとおりとする。
  - ① 午前6時現在不通の場合は、1時限及び2時限の授業は休講とする。
  - ② 午前10時現在不通の場合は、3時限以後の授業は終日休講とする。
- (4) 大規模地震対策特別措置法に基づき、地震防災対策強化地域判定会が招集され、警戒宣言が発令された場合は、次のとおりとする。
  - ① 午前6時現在で発令されている場合は、1時限及び2時限の授業は休講とする。
  - ② 午前10時現在で発令されている場合は、3時限以後の授業は終日休講とする。
  - ③ 授業時間内に警戒宣言が発令された場合は直ちに授業を中止し、当該授業及びそれ以後の授業は休講とする。
- (5) 本学の危機管理対応本部において、通学が危険又は困難と判断された場合は、臨時に休講措置をとることがある。

### 3. 大学からの連絡

授業・試験に関する事項、学生呼び出しその他諸々の連絡事項は、大学院掲示板への掲示のほか、「ポータルシステム」を利用して通知している。このポータルシステムには、個人専用ページが用意され、配信された情報を Web 画面で確認することができ、大学交付メールアドレスでの送受信、携帯電話への情報転送など多機能になっているので十分活用して欲しい。但し、すべての連絡がポータルシステムへ配信されるわけではないので、登校時には学内掲示板も必ず確認すること。特に教員からの授業に関する諸連絡は掲示されることが多い。ポータルシステムには本学のホームページからログインできるが、詳しい利用方法等については情報処理センターから配布する利用案内書を確認すること。

なお、緊急の場合には電話により連絡をする場合もあるので、電話番号に変更があった場合は速やかに学生課へ届け出ること。

#### 4. 学籍番号

(1) 学籍番号は本学学生として登録されているもので、在学中はもちろんのこと修了後も変わることはない。

(2) 学籍番号の意味は次のとおりである。

例.) 2026      M      000  
      |        |        |  
      入学年度    所属(大学院)    個人番号

(3) 履修登録、試験、諸証明書申込等、学内の事務はすべて学籍番号によって処理されるので、正確に記入すること。

#### 5. 学籍・身上に関する異動等

(1) 修士課程の標準修業年限(在学期間)は2年である。在学できる最長年数は4年とし、これを超えることはできない。

(2) 次の諸事項に関しては、それぞれ以下のように定める。

a) 休学

本学所定の様式の休学願に、病気の場合は医師の診断書を添えて、保証人連署のうえ、事務局学生課に提出する。休学を許可された者には、休学許可書を交付する。

b) 復学

休学の事由が解消して復学しようとする時は、本学所定の様式の復学願に、病気休学の場合は、医師の診断書を添えて、保証人連署のうえ事務局学生課に提出する。復学を許可された者には、復学許可書を交付する。復学後の事項については、必要に応じて連絡する。

c) 退学

退学しようとする時は、本学所定の様式の退学願を、保証人連署のうえ、事務局学生課に提出する。退学願の提出と同時に学生証を返還しなければならない。退学を許可された者には、退学許可書を交付する。

d) 除籍

学費未納入の学生で督促をうけた後も必要な手続きを怠った者、または病気その他の理由により成業の見込みがない者は、研究科委員会の審議の上、除籍する。

e) 改姓

改姓・改名・結婚・養子縁組など、身上に異動が生じた場合は、本学所定の様式の変更届に、戸籍抄本を添えて、事務局学生課に提出する。

(注) ① 提出書類はすべてペン書きとし、鉛筆書きは受け付けない。

② 保証人印と学生本人の印が同一のものは、正式書類として受け付けない。

③ 本学所定の様式は学生課窓口で受け取ること。

(3) 手続き前に日本女子体育大学大学院学則を必ず一読すること。

(4) 学籍・身上に関する異動等の手続きは学生課で行うこと。

## 6. 在学期間中の「ファイナンシャル・プラン」

### 1. 納付金（P16 学則 別表第 2（第 41 条関係）学費等を参照）

この他に、学外実習等を含む科目については、参加者から必要額を徴収する。

### 2. 奨学金制度

#### （1）二階堂学園奨学金（給付）：月額 28,000 円

給付期間は原則として1年間。年1回、4月のオリエンテーション期間中に募集する。

#### （2）日本学生支援機構奨学生（貸与型）：

貸与期間は原則として正規の修業年限。年2回、4月・10月（後払い制度は4月のみ）に募集する。

##### ① 第一種奨学金（無利息）

###### • 第一種奨学金

月額 50,000 円、88,000 円から選択

###### • 授業料後払い制度

奨学金を直接学校に振り込み授業料に充てる制度。また、これとは別に生活費として奨学金を毎月受け取ることもできる。返還は貸与終了後、所得に応じて行われる。

###### • 特に優れた業績による返還免除

第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者に対し、その奨学金の全額または半額を返還免除する制度。「①業績免除」と「②教員免除」とがある。希望者の中から大学での審査によって推薦者を決定する。

##### ② 第二種奨学金（利息付）

月額 50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円または 150,000 円

### 3. 研究助成

2年次に学会発表を行う場合、旅費を支援する。学会開催地までの往復交通費を最大5万円まで助成する。1年次11月上旬に、指導教員とともに翌年度の学会発表を計画し、申請する。

### 4. 修論指導費

修士論文作成のための研究経費を支援する。各年次、図書費最大20,000円を含む合計100,000円以内で研究実施に必要な諸費用を予算化し、指導教員の監督のもとに執行する。

### 5. その他

（1）学内で行われている各種研究や事業における補助的な作業に従事し、収入（時給×労働時間）を得る機会がある。募集の方法と窓口は研究・事業ごとに異なる。

（2）学部で実施される科目のティーチングアシスタントとして従事し、給与（時給×労働時間）を得る機会がある。

必要科目が生じた場合にのみ、教務課が窓口となって、対象となる学期ごとに募集が行われる。過去の適用科目には「情報処理」「クラシックバレエ」などがある。

## 7. 健康管理センターの利用

健康管理センターの主な仕事は以下のとおりである。利用に際してはセンター受付に申し出て指示をうけること。

### 1. 健康管理

- (1) 定期健康診断                      (2) 健康診断後の保健指導など

### 2. 相談と診療

整形外科	[受付] センター窓口にて随時予約 [日程] 掲示又はセンター窓口にて確認
内科相談	[受付] センター窓口にて随時予約 [日程] 掲示又はセンター窓口にて確認
婦人科相談	[受付] センター窓口にて随時予約 [日程] 掲示又はセンター窓口にて確認
リハビリテーション	[午前] (月)～(金)・9:00～13:00 —— 受付 (予約制) [午後] (月)～(金)・14:00～16:30 —— 受付 (予約制)
カウンセリング	[受付] センター窓口にて随時予約 [日程] (月)～(金)・11:00～17:00

☆各診療日・時間の変更や休診日については健康管理センター内とデジタルサイネージにて確認

### 3. 応急処置

- 計測器の管理：体重計、身長計、体組成計、自動血圧計、ヘモグロビン推定値測定器
- 保健ニュース等情報コーナー設置
- 健康診断証明書発行
- 学生教育研究災害傷害保険の取扱い
- 学外活動における救急バック、担架、車いす、AEDの貸し出し
- AEDの設置

健康管理センター利用時間

月～金曜……8:30～17:00 ただし、昼休みは13:00～14:00 (昼休みは緊急時のみ受け付けます)
---

☆医療機関の受診に備え、「マイナ保険証登録を行ったマイナンバーカード」等を常に所持すること。

## 8. 院生の図書館の利用

院生の学習並びに研究活動の便を図るため、スポーツ科学研究科に必要と思われる国内外の図書及び雑誌類を備えてある。禁帯出、館内表示のあるもの以外は貸出自由であり、開館時間は次のとおりである。

月～金    9:00～17:00

土曜日    休館 (前後期試験期間に開館日あり)

※閉館時間は変更することがある。

図書館の利用については図書館利用規則及びLibraryGuideを参照のこと。

## 9. 自習室・ロッカーの利用

(1) 学習・研究活動に利用することを目的として院生自習室を設ける。

自習室の利用にあたっては次の事項に留意すること。

- ① 常に室内の清潔・整頓に努め、通常の清掃は各人が行うこと。
- ② 室内は禁酒とする。
- ③ 他の者の研究活動の妨げとなる行為を禁止する。

(2) 学習・研究に使用する資料等保管の便を計るため、南2号館地下1階にロッカーを置く。

ロッカーは在学期間中貸与する。利用にあたっては次の事項に留意すること。

- ① 鍵は利用する者に貸与する。
- ② ロッカー内の整理・整頓に努めること。
- ③ 盗難・紛失等の事故が生じてても大学は責任を負わない。

## 10. その他の事項

### 《諸手続一覧》

	名 称	交 付	手数料		名 称	交 付	手数料	
学 生 課	学生証再発行願	翌日	2,000 円	教 務 課	履修登録変更届			
	通学証明書	当日			修了(見込)証明書	自動発行機	200 円	
	在学証明書	自動発行機	200 円		単位成績証明書	自動発行機	200 円	
	学割証	自動発行機			学力に関する証明書	3日後	200 円	
	休学願				免許状取得見込証明書	自動発行機	200 円	
	復学願				人物証明書	7日後	200 円	
	退学願				欠席届			
	氏名変更届				教室等施設使用願			
	住所変更届							
	本籍変更届							
	保証人変更届							
	集会届(願)				キ ャ リ ア 支 援 課	推薦書発行願		200 円
	学内・外合宿願					大学指定履歴書		200 円
学生会館使用届				進路報告				
揭示届								
学 事 課	施設使用願 (外部団体等受付)			健 康 管 理 セ ン タ ー	健康診断証明書 学生教育研究災害傷害保険手続	自動発行機	300 円	

(注1) 時期によっては交付日が遅れることがあるので揭示に注意してください。

(注2) 英文証明書の交付は、土・日・祝祭日を除いて7日後、手数料は600円になります。

(注3) 修了後の手数料は倍額になります。

各種証明書等はその種類により、自動発行機または各担当課の窓口で受け付け、交付します。

《事務受付時間》月～金曜日 9:00～17:00 (13:00～14:00は昼休み)

《証明書自動発行機》受付時間…月～金曜日 9:00～17:00

設置場所…本館1階学生課前

## 【Ⅸ】 各種規程

### 1. 日本女子体育大学大学院学位規程

(総 則)

第1条 この規程は、学位規則第13条（昭和28年、文部省令第9号）並びに日本女子体育大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条に基づき、日本女子体育大学大学院（以下「大学院」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 大学院において授与する学位は、修士（スポーツ科学）とする。

(学位授与の要件)

第3条 学位は、大学院学則第38条に規定するところにより、大学院修士課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文は学長に提出するものとする。

2 学位論文は欧文または和文とし、製本して3部提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず大学院学則第37条第2項の規定により、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(学位論文の審査)

第5条 学長は学位論文を受理したときは、研究科委員会（以下「委員会」という。）にその審査を付託する。

2 委員会は前項の審査を行うため、当該学位論文ごとに主査1名及び副査2名を選び、論文審査会を組織し、別に定める規程により学位論文の審査及び最終試験を行う。

3 委員会が学位論文の審査のため必要があると認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員の協力を得ることができる。

4 論文審査会は審査結果を委員会に報告する。

(学位授与の議決)

第6条 委員会は、前条の報告に基づき、学位の授与について議決する。

(学長への報告)

第7条 委員会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文書をもって学長に報告する。

(学位の授与)

第8条 学長は、委員会の報告に基づき、学位を授与すべきと決定した者に学位を授与する。

(学位の名称の使用)

第9条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「日本女子体育大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第10条 学位を授与された者で、次の事実があったときは、学長は委員会の議を経て、学位の授与を取消し学位記を返付せしめ、これを公表する。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 榮譽を汚辱する行為があったとき。

(学位記の様式)

第11条 学位記の様式は、別記のとおりとする。

附 則

この規程は、平成5年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

学位規程第11条・別記（学位記の様式）

省 略

## 2. 日本女子体育大学大学院研究生規程

第1条 日本女子体育大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第50条に基づき大学院研究生（以下「研究生」という。）に関して、必要な事項を定める。

第2条 大学院において特定の専門事項について研究を志望する者があるときは、学生の教育及び研究に支障がない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第3条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。

第4条 研究生の入学資格は、大学院修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第5条 研究生を志望する者は、所定の期日までに、次の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業又は修了証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 勤務先を有する者は、その所属長の推薦書又は承諾書

第6条 入学者の選考は、大学院研究科委員会で行う。

第7条 前条の選考に合格し、所定の期日までに入学金等を納め、入学手続きを完了した者について、学長は入学を許可する。

第8条 研究生の研究期間は1年とする。ただし、研究を継続する必要があるときは、研究科委員会の議を経て、期間の延長を許可することができる。

第9条 研究生は、大学院の定める研究指導担当の教員（以下「指導教員」という。）の指導のもとに研究に従事するものとする。

2 研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業に出席することができる。

第10条 研究生は、学生に準じて、本学の図書館その他必要な施設、設備を利用することができる。

第11条 研究生は、研究を終了したとき、その研究概要を記載した研究終了届を指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

2 研究を終了した者には、願い出により研究課題及び研究期間を記載した証明書を交付することができる。

第12条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 20,000 円
- (2) 入 学 金 50,000 円
- (3) 授業料（年額） 250,000 円

なお、実験、実習に要する経費は、別に徴収する。

2 本学の卒業生は、入学金の2分の1を免除する。

第13条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。

第14条 研究生が次の各号のいずれかに該当する場合に、研究科委員会が研究生として適当でないと認めたときは、学長は研究生の身分を取り消すことができる。

- (1) 大学院学則又は諸規則に反したとき。
- (2) 病気その他の事由により研究の継続が不可能となったとき。

第15条 研究生については、この規程に定めるもののほか、大学院学則及び各種規程・規則を準用する。

附 則

この規程は、平成6年5月30日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 3. 日本女子体育大学大学院科目等履修生規程

第1条 日本女子体育大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第51条に基づき科目等履修生に関して、必要な事項を定める。

第2条 大学院の定める授業科目の中から、1科目又は複数の科目を履修することを志望する者があるときは、当該科目の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として、入学を許可することがある。

2 履修できる授業科目は、原則として講義科目（開講する科目）に限り、年間3科目以内とする。

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

第4条 科目等履修生の入学資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第5条 科目等履修生を志望する者は、所定の期日までに次の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の成績証明書及び卒業又は修了証明書
- (4) 健康診断書

第6条 入学者の選考は、研究科委員会で行う。

第7条 前条の選考に合格し、所定の期日までに入学金等を納め、入学手続きを完了した者について、学長は入学を許可する。

第8条 履修期間は、1年以内とする。ただし、継続して履修を希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、期間の延長を許可することができる。

第9条 履修した授業科目について試験を受け、これに合格した者に対し、大学院学則第33条の規定に従い単位を与える。

2 前項の単位取得者には、願い出により単位修得証明書を交付する。

第10条 入学検定料、入学金及び授業料は次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 20,000 円
- (2) 入 学 金 30,000 円
- (3) 授 業 料 14,000 円 (1 単位分)

2 本学の卒業生は、入学金の2分の1を免除する。

第11条 第8条ただし書きによる科目等履修生については、入学検定料及び入学金を免除する。

第12条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。

第13条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当する場合に、学長は科目等履修生の身分を取り消すことができる。

- (1) 科目等履修生としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 病気その他の事由により履修の継続が不可能となったとき。

第14条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、大学院学則及び各種規程・規則を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年5月30日から施行する。
- 2 日本女子体育大学大学院聴講生規程（平成5年5月27日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 4. 日本女子体育大学大学院特別聴講学生規程

第1条 日本女子体育大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第49条に基づき大学院特別聴講学生（以下、「特別聴講学生」という。）に関して、必要な事項を定める。

第2条 本学大学院の定める授業科目の中から、1科目又は複数科目を履修することを志望する者があるときは、本学大学院の教育及び研究に支障がない限り、所定の手続きを経て、履修を許可することができる。この規定により受け入れる学生は、「特別聴講学生」と称する。

第3条 特別聴講学生の履修期間は、1年以内とし、受け入れ時期は当該履修科目の開講年度または開講学期の始めとする。

第4条 特別聴講学生の資格は、本学大学院と協定を結ぶ他の大学院に在籍している者とする。

第5条 特別聴講学生を志望する者は、事前に所属大学院の了承を得たうえで、所属大学院及び本学大学院での手続きを、所定の期日までに済ませなければならない。

第6条 特別聴講学生の受け入れは、本学大学院研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

第7条 履修した授業科目について、試験を受けこれに合格した者には、大学院学則第33条の規定に従い単位を与える。

2 前項の単位修得者には、願い出により単位修得証明書を交付する。

第8条 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合に、本学大学院研究科委員会が特別聴講学生として適当でないと認めるときは、学長は、その身分を取り消すことができる。

(1) 本学大学院学則又は諸規則に反したとき。

(2) 病気その他の事由により履修の継続が不可能となったとき。

第9条 特別聴講学生は、本学学生に準じて、本学の図書館その他必要な施設、設備を利用することができる。

第10条 特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか、大学院学則及び各種規程・規則を準用する。

2 特別聴講学生の受け入れに関して、この規程に定めのない必要な事項は、他の大学院との間に協定を別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 5. 附属図書館規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本女子体育大学学則第8条に基づき、日本女子体育大学附属図書館（以下「図書館」という。）に関する基本的事項について定める。

(目 的)

第2条 図書館は、教育研究及び学習に必要な図書、雑誌その他の資料を収集・管理して、学生及び教職員等の利用に供することを目的とする。

(組 織)

第3条 図書館に図書館長及びその他必要な職員を置く。

(図書館長)

第4条 図書館長は、図書館を代表し業務を統括する。

2 館長は、別に定める日本女子体育大学附属図書館長任命規程により学長が任命する。

(図書館運営委員会)

第5条 図書館の運営に関する必要な事項を審議するため、図書館に図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める日本女子体育大学附属図書館運営委員会規程による。

(事務分掌)

第6条 図書館の事務分掌は、学校法人二階堂学園事務組織規程による。

(資 料)

第7条 図書等の管理については、別に定める日本女子体育大学附属図書館図書管理規程による。

(利 用)

第8条 図書館の利用については、別に定める日本女子体育大学附属図書館利用規則による。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 40 年 4 月 1 日制定の日本女子体育大学附属図書館規程は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 26 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 6. 日本女子体育大学懲戒規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、日本女子体育大学学則第 57 条及び大学院学則第 47 条に規定する学生の懲戒に関する事項について定めることを目的とする。

(懲戒の対象)

第 2 条 この規程による懲戒の対象となる者は、学部学生及び大学院生とする。

- 2 科目等履修生、研究生等の取扱は、この規程に準ずる。

(基本方針)

第 3 条 懲戒は、学生が懲戒の対象となる行為を行った場合、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき行うものとする。

- 2 懲戒は、その対象となる行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行われなければならない。
- 3 懲戒は、その目的を達成するために必要最小限度にとどめるものとする。

(懲戒の対象とする期間)

第 4 条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象となる行為)

第 5 条 懲戒に当たる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 刑事法上、処罰の対象となる行為
  - (2) 重大な交通法規違反行為
  - (3) ハラスメント行為
  - (4) 情報倫理に反する行為
  - (5) 研究倫理に反する行為
  - (6) 本学の名誉又は信用を著しく失墜させる行為
  - (7) 他の学生の学習、研究及び教職員の研究活動等を妨害する行為
  - (8) 試験等における不正行為
  - (9) その他学生としての本分に反する行為
- 2 懲戒の対象となる前項各号に定める行為の例及び判断基準については、別表に定める「懲戒の判断基準」による。

(懲戒の種類)

第 6 条 懲戒の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 退学 学生の身分を剥奪する。

(2) 停学 一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止する。

(3) 訓告 学生の行った行為の責任を確認し、書面をもって戒める。

(嚴重注意)

第7条 学生の行為が懲戒に相当しない場合でも、当該学生が所属する教授会又は研究科委員会が必要と認めるときは、学長は、当該学生に嚴重注意を行うことができる。

(事実関係の調査)

第8条 学長は、懲戒の対象となる行為又はその疑いがある行為があった場合は、学生委員会の委員長(学生部長)及び若干名の学生委員、大学院にあっては研究科長及び若干名の研究科運営委員からなる調査委員会を設け、調査を命じるものとする。

2 前項の調査にあたり、調査委員会は、当該学生に対し、事前に調査の趣旨・目的を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定は、行為が重大犯罪であることが明白であると認められる等、特段の事情がある場合は、この限りではない。

4 学長は、調査対象となった者から、懲戒の決定前に退学の申し出がある場合には、懲戒が決定するまで、この申し出を受理しない。

5 調査のための証拠資料及び審議内容の記録は、すべて事務局学生課において保管する。

(懲戒決定までの手続き)

第9条 調査委員会は、前条の事実関係の調査により、懲戒が相当と判断される場合、懲戒手続きを開始する。

2 調査委員会は、懲戒理由及び判断の根拠を明らかにした調査報告書を作成する。

3 学生委員会(大学院にあっては、研究科運営委員会)は、前項の報告書に基づき懲戒の種類等を審議の上、その結果を学長に上申する。

(懲戒の発効)

第10条 懲戒は、教授会又は研究科委員会の意見を聴いた上で、学長が行う。

(学生への通告及び保証人への通知)

第11条 学長は、当該学生に対し懲戒内容を文書により通告する。

2 学長は、当該学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。

(公 示)

第12条 懲戒を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。

2 公示の内容は、学部又は研究科、学年、懲戒の種類、懲戒の期間及び懲戒の理由とする。

3 公示期間は、1か月とする。ただし、停学の期間が1か月に満たない場合の公示期間は、停学期間とする。

4 特段の理由がある場合は、第2項の内容の一部又は全部を公示しないことができる。

(無期停学の解除)

第13条 調査委員会は、無期停学の発効日より6か月を経過した後に、その解除が適当であると認めるときは、その解除を発議する。

2 無期停学の解除は、学生委員会(大学院にあっては、研究科運営委員会)において審議の上、教授会又は研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

3 無期停学を解除された学生、及び保証人への通知は、文書により行う。

(懲戒に関する記録)

第14条 懲戒の記録は、学籍簿及び学籍管理台帳にのみ記録するものとする。

(不服申立て)

第15条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日から30日以内に、学長に対しその懲戒に対する不服申立てをすることができる。ただし、この期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から30日以内に不服申立てを行うことができる。

2 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

(不服申立て審査委員会)

第16条 学長は、前条の申立てに基づき、不服申立て審査委員会を設置する。

2 不服申立て審査委員会は、調査委員会委員を除く者から学長が任命する。

3 不服申立て審査委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

4 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。

5 不服申立て審査委員会は、不服申し立ての内容が正当であると判断した場合は、懲戒の取り消し又は変更を求める旨を学長に上申する。

6 不服申し立ての内容が正当でないと判断した場合は、その旨を学長に報告する。

(再審議)

第17条 学長は、前条5項の上申を受けた場合には、調査委員会に再審議を求める。

2 前項の場合、学生委員会委員長(学生部長)又は研究科長は、学生委員会(大学院にあっては、研究科運営委員会)及び教授会(大学院にあっては、研究科委員会)において再審議を行う。

(停学期間中の指導)

第18条 停学期間中は、当該学生の担任教員(大学院にあっては、教務・修学担当教員)が教育的指導を行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

## 7. 日本女子体育大学大学院学費未納者に係る除籍に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本女子体育大学大学院学則第24条第1項第3号による学費未納者の除籍の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(除籍の要件)

第2条 授業料等の学費を滞納し、督促してもなお納入しない者(以下、「未納者」という。)は、当該年度の末日をもって除籍とする。

(除籍の手続き)

第3条 除籍の対象者の確認は、次の各号に掲げるとおりに行う。

- (1) 法人本部財務部経理課は、後期試験時点での未納者について事務局学生課へ報告し、除籍の検討に入るよう勧告する。
- (2) 事務局学生課は、法人本部財務部経理課からの報告をもとに、未納者の指導教員に通知し、指導を依頼する。
- (3) 事務局学生課は、指導教員からの指導によってもなお延納または分納の手続きを行わない未納者及び保証人に対し、文書をもって修学意思の確認と学費未納による除籍についての説明を行う。また、当該未納者の状況について、研究科長に報告する。

(除籍の決定)

第4条 除籍の審議及び決定は、次の各号に掲げるとおりに行う。

- (1) 研究科長は、事務局学生課からの報告をもとに研究科運営委員会を開催し、前条の未納者の除籍について審議を行い、結果を学長に報告する。
- (2) 学長は、研究科長からの報告をもとに、研究科委員会の意見を聴いたうえで、未納者の除籍を決定する。
- (3) 事務局学生課は、学長名による除籍通知書を当該未納者及び保証人に送付する。

(単位の取り扱い)

第5条 この規程により除籍となった者の修得済みの単位のうち、学費未納期間に履修し修得したものは無効とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年2月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

## 8. 日本女子体育大学大学院再入学規程

第1条 日本女子体育大学大学院学則（以下、「学則」という。）第20条に定める再入学に関し、必要な事項を定める。

第2条 学則第23条の規定により退学した者又は学則第24条第1項第3号の規定により除籍となった者（以下、「学費未納除籍者」という。）が再入学を希望する場合は、退学した日又は除籍となった日から2年以内に、所定の手続により再入学を願い出るものとする。

2 出願の時期は、学年の始めからの再入学を希望する場合は前年度の2月10日まで、後期の始めからの再入学を希望する場合は当該年度の7月末日までとする。

第3条 再入学希望者は、本学所定の手続書類等を指定の期日までに事務局学生課へ提出しなければならない。

2 学費未納除籍者が再入学を希望する場合は、当該除籍の事由となった未納の学費に相当する額を出願時に納入しなければならない。

第4条 この規程に定めるもののほか、再入学に関する取扱要領は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年2月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

日本女子体育大学大学院

〒157-8565 東京都世田谷区北烏山8丁目19番1号